

平成 28 年 7 月 7 日

あきる野市議会議長 殿

会 派 名 くさしぎ

代表者 辻よし子



会派の（ 調査研究 ・ 研修 ） 報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 調査研究または 研修実施日	平成 28 年 7 月 3 日（日）～ 平成 28 年 7 月 4 日（月） 1泊2日
2 調査研究または 研修の場所	KKR水上 水明荘（国家公務員共済組合連合会 水上保養所）
3 調査研究事項 または研修名	財政研究会
4 参加者氏名 （ 1 名）	辻よし子
5 調査研究または 研修の概要及び 感想等	別紙のとおり



【概 要】

講義 1 「被用者年金の一元化と短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大」

講師：長沼明 （浦和大学総合福祉学部客員特任教授 元志木市長.....）

講義 2 「地方自治体の財政状況、政策的課題」

講師：澤井 勝 （奈良女子大学名誉教授）

講義 3 「生活困窮者自立支援法施行状況」

講師：澤井 勝 （奈良女子大学名誉教授）

.....
講義 1：被用者年金制度の一元化に続く制度改革として平成 29 年 4 月 1 日に実施が予定されていた制度改革（受給資格期間の短縮と年金生活者支援給付金）の内容と見通しについて。短時間労働者の厚生年金保険の適用拡大として、平成 28 年 10 月に予定されている制度改革の中身と問題点について。志木市における就労支援の取り組みについて。
.....

講義 2：決算カードの読み方。参加者の各自治体の決算カードの比較検討。

講義 3：①生活困窮者自立支援法ができるまでの 1990 年代からの流れ。1980 年代後半から急増したホームレスへの支援活動と「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」。同和対策事業における地域就労支援事業の始まりと「地域就労支援センター」の設置。2000 年初頭から始まった多重債務者への支援活動。2005 年から始まった「生活保護受給者等就労支援事業」から 2013 年の「生活保護受給者等自立促進事業」への流れ。

②「生活困窮者自立支援法」施行後 1 年の各事業の状況。大阪市東淀川区役所における就労準備支援モデル事業について。参加者の各自治体における必須事業と任意事業の現状について。

【感想等】

生活困窮者自立支援法に基づく窓口相談支援では、相談者の経済的な問題が前面に出て来るものの、実際には、未就労・ひきこもり・多重債務・居宅喪失・DV・健康相談など多岐に渡り、それらが複雑に絡み合っていることが多く、多面的な相談支援員の体制が必要なことを実感しました。

また、就労準備支援事業では、生活のリズムを整えるための訓練（日常生活自立）や、集団生活の経験や対人関係能力を養成する訓練（社会生活自立）、また、就職活動に向けた技法や知識を取得する支援や、就労体験を提供してくれる企業との協力なども重要であることを知りました。

就労に結びつく支援をしていくために、当市における職員体制は十分であるか、また、企業およびNPOとの協力体制はどうなっているのか、課題が見えてきました。

子どもの学習支援事業では、学習する子どもや家庭のプライバシーに配慮しながら、学習支援を必要とする子どもたちにどうやって学習の機会を提供するか、各自治体毎に工夫をしていることを知りました。

当市では、7月1日の広報で募集が始まったばかりですが、生活困窮者に限定した事業にはなっていません。そうした中で、いかに必要なところに支援を届けていくかが、今後の大きな課題であり、今回学んだ事例を参考に事業のゆくえを見守っていきたいと思います。